

令和3年度指定野菜価格安定対策事業に係る照合事務担当者会議
照合事務に係る質問要望等について

問1 機構からの通知書類（概算データ、確定データ）の帳票が何を表しており、どのような用途（照合）に活用できるかの早見表（解説メモ）的なものがあれば助かる。

（答）

資料1に、概算時及び確定時に送付する帳票等の一覧をお示ししたので、ご参照ください。

問2 「概算帳票」及び「確定帳票」を登録出荷団体（又は事務委託法人）に送付いただいているが、全ての帳票において県への送付は可能か。

- ①負担金の追加造成がある場合、県への対応（相談）が迅速となる。
- ②県としても各農協の出荷実績を把握したい。

（答）

当機構は、「農畜産業振興機構業務方法書第110条に定める仕切書等に関する覚書」（以下、「覚書」という。「平均販売価額等算定に係る事務処理の手引き」（令和3年11月）P.62参照）に基づき、卸売会社から仕切データ等の提供を受け、平均販売価額等を算定し、登録出荷団体、野菜価格安定法人及び道府県それぞれに業務方法書第111条第3項の規程に基づき、対象野菜の出荷数量等の確定時に、当該算定結果を通知しているところです。

一方で、提供を受けた仕切データ等の取扱いについては、覚書の記の5により「指定野菜価格安定対策事業に関する用途以外には供しないものとする」とされており、当機構は基本的に、当該仕切データ等の算定結果である帳票等について、規程に定められた必要な範囲でしか各者に提供することができません。

概算時に、登録出荷団体に対して各種帳票及び「登録出荷団体等別交付金等交付予定額及び交付金等取崩一覧表」を提供するのは、照合事務作業と生産者への早期交付という観点での必要性によるものであり、登録出荷団体以外への提供については今後も差し控える必要があると考えていますので、その旨ご承知置ください。

なお、資料1に登録出荷団体、野菜価格安定法人、県それぞれに確定時に提供している帳票等の一覧をお示ししましたので、機構から野菜価格安定法人及び道府県に提供していない帳票等については、同県内の登録出荷団体から必要に応じてお渡しください。

問3 収入保険加入者実績の削除について、帳票作成ツールの追加用シートを2行使用しての処理となっていますが、1行で処理出来るように検討していただきたい。(処理件数が多く、令和4年も収入保険の加入が増えているため)

(答)

近年は、確かに収入保険の関係の修正が増えていますので、帳票作成ツールの追加用シートの全ての行の端に「コピーボタン」等を追加し、1行入力し、当該ボタンを押すと、上の行をまるまるコピーするといった機能の追加を検討しています。(数量及び金額欄にマイナスを加えたり、未加入登録したり、といった作業を各自でしていただく必要があります。)

照合担当者からのこのような機能の追加を希望する意見が多ければ、今後のシステム改修等のタイミングで対応を検討しますので、ご意見をいただければ幸いです。

問4 一部農協において、特定の売り先に対して等階級を記載せず出荷している事例がある。当該仕切データは全無印になるため、データ上、規格外品に仕分けられているが、そのほとんどが規格品であり、照合で規格品に修正している。

これに対応するため、無印マスターを細区分し、荷姿や量目に応じて規格品・外品に自動振り分けができるようにマスターの改善をお願いしたい。

(答)

指定野菜価格安定対策事業は、産地が出荷規格を定め、出荷規格を記載して出荷するという、出荷のルールを基に仕組みられています。その上で出荷規格の判別は、規格品かどうかを判定する事業の根幹に関わりますので非常に重要なことです。過去の会計実地検査においては、対象野菜の規格を満たしていない対象野菜について、指摘がなされたケースもありましたので、産地では、本事業の対象となった野菜の出荷規格が対象野菜の規格を満たしているか、証明ができなければ価格差補給交付金の返還ともなりかねません。販売先に関わらず無印データとならないよう、出荷規格を正確に送り状に記載するよう、県などと相談しながら産地を指導していただきますようお願いいたします。

このことから、現行どおり照合において規格品に修正いただくか、仕切書の等階級欄に何らかの記載を入れるかの対応により、照合作業へのご協力をお願いします。

問5 帳票作成ツールについて、①帳票作成ツールの農協別シートの印刷範囲の初期設定を解除していただきたい。また、②明細シートで作業をする際に、フィルターボタンの位置が左上にあると助かる。

(答)

①印刷範囲の設定は、システム不具合によるものであったため、令和3年度中に対応する予定です。

(令和4年4月に送付の帳票作成ツールから修正される予定)

②フィルターボタンの位置については、使用者それぞれの使い勝手もあり、1者の意見では対応しかねるところです。同様の意見が多いようでしたら、今後のシステム改修等のタイミングで対応を検討しますので、ご意見をいただければ幸いです。

問6 照合事務担当者会議の開催時期について

① 会議の開催日程について、3月上旬に行うのではなく、4月以降にいただきたい。3月だとほとんどの団体が決算月であり、人事異動の時期でもあるため、3月に担当者会議を行っても4月に異動となってしまうと意味がなくなってしまうため。

(また、本年度は行っていないと思うが、新任担当者研修会を毎年4月の早い時期に行ってほしい。)

② 県本部は、通常4月が定期の人事異動時期ですので、新任担当者が照合事務も含め価格安定事業を理解できるよう、3月開催の会議を動画視聴できるようにしてはどうか。

(答)

①交付業務課では毎年3月に、新たな事業年度に係るマスター等の確認依頼をしており、それに先立ち、マスター設定や照合事務の基礎的な内容を改めておさらいしていただき、適切に準備を進めて新年度に備えることを目的として、本会議を原則3月中に開催してきたところです。

また、例年、4月又は5月に「野菜価格安定対策事業実務担当者研修会」を別途開催していることもあり、本会議の実施時期を3月にしたという経緯もあります。

このため、3月での開催にご理解いただければと存じます。ただし、今後も同様の意見が多く出るようであれば、開催時期の見直しを検討します。

②ご意見も踏まえて、本会議については動画視聴できるよう対応する予定です。視聴方法等、改めてご案内いたします。(公開時期は4月初めを予定)